

境港市地区集会施設整備奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地区住民の福祉の向上と健康の増進を図るため、自治会が実施する地区集会施設整備に係る奨励金交付について必要な事項を定める。

(計画書の提出)

第2条 奨励金を受けようとする自治会(以下「申請者」という。)は、当該事業計画書をあらかじめ市長に提出しなければならない。

(事業の認定)

第3条 市長は、前条の事業が適当であると認めるときは、申請者に対して通知する。

(奨励金交付基準)

第4条 奨励金交付基準は、次に掲げる経費であって別表に定める範囲に係るものとする。

(1) 申請者が建設する集会施設整備の内、本体工事の経費

(2) 申請者が改修する集会施設整備の内、本体工事の経費

2 前項の規定に関わらず、国、県又は市からこの要綱による奨励金以外の補助金等の交付を受ける場合は、前項により算出した奨励金の額から当該他の補助金等の額を差引くものとする。

(奨励金交付申請等)

第5条 奨励金の申請等は、境港市補助金等交付規則(昭和33年規則第10号)によるものとする。

(再適用の禁止)

第6条 この要綱の適用を受けた申請者については、5年間再適用しない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則(平成15年3月28日規程第4号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 申請者が所有する集会施設で新築する場合

自治会規模	奨励金算定基準	交付率
150世帯未満	建築面積 100㎡以下で 適用面積×市の認定基準単価	
150世帯以上 500世帯未満	建築面積 150㎡以下で 適用面積×市の認定基準単価	$\frac{1}{2}$ 以内とし限度額 700万円
500世帯以上	建築面積 180㎡以下で 適用面積×市の認定基準単価	

2 申請者が所有する集会施設で増築する場合

自治会規模	奨励金算定基準	交付率
1と同様分類	適用面積は増築後の面積が1の基準を超えない範囲とする。	$\frac{1}{2}$ 以内とし限度額 700万円

3 申請者が所有する集会施設で改修する場合

自治会規模	奨励金算定基準	交付率
世帯数にかかわらず	市の認定改修費－5万円	$\frac{1}{2}$ 以内とし限度額 150万円

4 申請者が所有する集会施設で増築と同時に改修する場合2、3を合算した額とする。